

# 安心して子どもを産み育てられる社会へーわたしたちのめざすものー

## 子ども・子育て市民委員会

2021年の出生数は約81万人。コロナ禍の影響があるとしても、政府の人口推計を6年も前倒しとなる過去最少の出生数です。少子化は、想定を超えたスピードで進んでいます。

一体、わが国では、どのような事態が生じているのでしょうか。

それを裏付けるものとして、2020年内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」結果があります。「子どもを産み育てやすい国だと思うか」の質問に、「とてもそう思う」と答えた子育て世代は、日本は4.4%に過ぎません。スウェーデン80.4%、ドイツ26.5%、フランス25.5%に比べ、まさに雲泥の差であり、しかも、日本のこの数値は、2005年以降低下し続けているのです。つまり、現在の日本社会は、若い世代にとって「子どもを安心して産み育てられる」状況にないということです。

親が子育ての第一義的責任を負うことは当然です。しかし、一方で、家族や雇用の環境が大きく変貌し、多様化する中で、これまで充実を図ってきた各種の支援策が届かず、周囲の支えが得られず、子育てをめぐる負担が親、特に母親に集中している実態があります。このため、若い世代のかなりの人たちが、出産・育児から生じる経済的、肉体的、精神的負担を重く感じて、子どもを産み育てることに不安を感じ、諦めているのです。

先進諸国と同様に、親の収入や就業状況に関係なく、すべての子どもが健やかに育つように、社会全体で支援する仕組みができてはじめて、子どもを安心して産み育てられる環境ができるのです。

ところが、現状の子育て政策はどうか。様々な対策が講じられてきたとは言うものの、いまだに子育て関連制度はバラバラで、制度間の連結が図られていないため、多様化する家族や就労に対応できていないことで、支援を受けられないケースが多く存在していること、提供されている支援サービスの量や内容に地域によって大きな格差があること、出産・育児や仕事で忙しい子育て世代にとって、非常にアクセスしづらく、使い勝手が悪いことなど、数多くの問題点が見られます。

このような問題意識に基づき、このたび、わたしたちは、「安心して子どもを産み育てられる社会」の実現に向けて力を尽くすべく、市民主体の委員会を立ち上げます。

2000年にスタートした介護保険制度は、高齢者のみならず現役世代にとっても、なくてはならない重要な社会基盤となりました。わたしたちがめざすのは、介護保険制度に勝るとも劣らない重要なインフラとして、国が子育て制度を抜本的に改革し、すべての子どもの出産・育児を対象に切れ目のない総合的な子育て支援給付を保障する、新たな制度を創設することです。

子どもや子育てに関わる問題は、日本の未来に大きく関わる最も重要なテーマです。今、わたしたちはこれから生まれてくる世代のためにも、日本を安心して子どもを産み育てられる社会に進展させることができるかどうかの瀬戸際に立っています。これはまさに「未来への投資」なのです。

わたしたちは、多くの人たちと問題意識を共有し、関係する団体と連帯し、ともに議論を深め、安心して子どもを産み育てやすい社会に向けて取り組んでいきます。

## わたしたちがめざす「子育ての総合支援システム」

子ども・子育てをめぐる課題は、出産前後から子どもが社会に出るまでの期間を通じて、下記以外にも、教育費や医療費負担の問題等多々ありますが、まず第一歩として、子育てのスタートラインとして極めて重要であるにも関わらず、特に支援の空白が大きく、緊急性が高いと考えられる出産前後から3歳未満の時期までを中心に子育ての総合的支援システムの確立と実現をめざします。

### 1. 両立支援制度の「一元化」

- 「仕事と子育ての両立支援」の関連制度を一元化し、誰でも確実に支援を受けられるよう保障する —
  - 産休・育休給付対象の拡大(正規雇用者だけでなく、多様な形で働くすべての人に)
  - 男性育休の推進
  - 共働き世帯やひとり親世帯は、育休給付か保育サービスのいずれかを利用できるようにする

### 2. 子育て支援の「給付保障」

- すべての子育て世帯は、必要とする支援を受けられるよう保障する —
  - サービスが非常に立ち遅れている「低年齢児(0～2歳児)」の支援給付の拡大(一時預かり、ショートステイ、訪問支援など)
  - NPOなど多様な事業主体の参加促進によるサービスの供給拡大

### 3. 「子育てサポートプラン」の作成と「伴走型相談支援」の整備

- 家庭の希望や事情を踏まえた子育てプランを子ども一人ひとりにつくり、伴走型の支援を行う —
  - 家庭の希望や事情に応じて、子どもが生まれる前から、産休・育休給付の受給、子育て支援のサービス利用、仕事への復帰時期と保育サービスの利用などを見通した子ども一人ひとりの「子育てサポートプラン」を作成する
  - 「子育てサポートプラン」の作成とともに、それぞれのプランに基づいて、妊娠の時点から、出産・子育てや就労に関する相談に応じ、制度申請をはじめとする幅広い支援を行うとともに、必要に応じ専門サービス機関につなぐ伴走型相談支援体制をつくる
  - 伴走型支援の担い手としては、子育て当事者やシニアなど様々な人材を活用。市区町村と連携し、地域のネットワークの中で活動する体制をつくる

### 4. 社会全体で支え合う「恒久的財源」の確保

- 社会全体で費用を支え合い、恒久的で安定的な財源を確保する —
  - 子どもの問題は、子育て世代のみならず、国民経済や社会保障を通じて、すべての国民や企業などに影響する問題である。言い換えれば、子育て支援の受益は、子育て世代のみならず、すべての国民と企業に及ぶ。したがって、高齢者を含めたすべての成人や企業など、社会全体で費用を支え合う制度とする
    - ・税財源のみならず、「子ども保険」や「社会保険者拠出金」などの構想も検討の俎上に載せ、国民的議論を進め、必ず結論を得る